

「被災地応援ツアー」実施要綱

27 公東観総企第 1002 号
平成 28 年 4 月 1 日
28 公東観地事第 484 号
平成 29 年 2 月 21 日改正
30 公東観地事第 12 号
平成 30 年 4 月 1 日改正
30 公東観地事第 1202 号
平成 31 年 3 月 13 日改正
31 公東観地事第 1292 号
令和 2 年 3 月 31 日改正
3 公東観地事第 39 号
令和 3 年 4 月 1 日改正
3 公東観地事第 956 号
令和 4 年 4 月 1 日改正
4 公東観地事第 1047 号
令和 4 年 10 月 6 日改正
4 公東観地事第 1714 号
令和 5 年 3 月 30 日改正
5 公東観地事第 1117 号
令和 5 年 9 月 27 日改正
5 公東観地事第 2088 号
令和 6 年 4 月 1 日改正
6 公東観地事第 2276 号
令和 7 年 4 月 1 日改正
7 公東観地事第 3081 号
令和 8 年 4 月 1 日改正

第一章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 8 年度「被災地応援ツアー」実施要綱（令和 8 年 2 月 19 日付 7 産労観受第 789 号）に基づき、被災地応援ツアーの具体的事項を定める。

(被災地応援ツアーの定義)

第2条 「被災地応援ツアー」は、宿泊旅行、日帰り旅行、及び福島県教育旅行復興支援事業からなるものとする。

第二章 宿泊旅行及び日帰り旅行

(宿泊旅行及び日帰り旅行)

第3条 被災地応援ツアー（以下「ツアー」という。）のうち宿泊旅行及び日帰り旅行については、本事業の目的に基づき、次条第2項において指定又は登録された旅行事業者（以下「指定・登録旅行事業者」という。）が販売する旅行商品（以下「対象旅行商品」という。）のうち、令和8年4月1日以降令和9年3月31日までに出発し、令和9年4月2日までに完了する旅行とする。

2 令和8年度の宿泊旅行及び日帰り旅行の規模は、次の各号のとおりとする。

- 一 宿泊旅行 延べ20,000泊
- 二 日帰り旅行 延べ15,000人

3 宿泊旅行は、次に定める要件を全て満たす旅行とする。

- 一 指定・登録旅行事業者を介して、予約・手配する旅行であること。
- 二 福島県内の宿泊を行程に組み込んだ旅行であること。なお、旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とする。

4 日帰り旅行は、次に定める要件を全て満たす旅行とする。

- 一 指定・登録旅行事業者を介して、予約・手配する旅行であること。
- 二 バス（貸切りバスを含む。）又は鉄道を利用し、かつ、あらかじめ福島県内において、食事等（指定・登録旅行事業者が予約・手配したものに限る。）を行程に組み込んだ旅行であること。なお、旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とする。
- 三 出発日の当日中に出発地に帰ってくる。ただし、前日中に出発し車中泊する場合は出発日の翌日に出発地に帰ってくる。

5 対象旅行商品は、次項に定める参加資格を確認できる場合に限る。

6 対象旅行商品への参加資格は、都内在住、在勤、在学いずれかの者とする（以下この資格を有してツアーに参加する者を「参加者」という。）。

7 ツアーは、募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行のいずれかとする。ただし、他社の割当泊数・割当人数または上限泊数・上限人数の枠を用いて旅行商品を代売することは対象外とする。

8 ツアーは、その内容が公序良俗に反しないものでなければならない。

9 対象旅行商品は、感染症対策が適切に行われるなど、ツアー参加者へ安全かつ安心な旅行を提供することができる内容とする。

(旅行事業者の指定・登録)

第4条 本事業への参加を希望する旅行事業者は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という）が別に定める募集期間内に、別表1に掲げる区分に従って、事業者の指定又は登録の申請をしなければならない。

- 2 財団は、申請のあった旅行事業者の資格を審査し、適当と認める旅行事業者について、それぞれの区分ごとに指定又は登録するものとする。なお、指定又は登録の期間は、指定又は登録の日から、令和9年3月31日までに出発した旅行商品に係る事務が終了するまでとする。
- 3 指定・登録旅行事業者は、自己又は自社の業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 指定・登録旅行事業者は、前項の(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。
- 5 指定・登録旅行事業者が第3項及び前項に違反した場合、第2項による指定又は登録を取り消す。取り消しの効力は指定又は登録日に遡る。
- 6 指定・登録旅行事業者は、財団の定める手続きに従い、適正に事務を行わなければならない。
- 7 指定・登録旅行事業者が本要綱（要綱に基づく要領等を含む）に違反し、虚偽その他不正を行ったものとしてその内容が重大なものであると財団理事長（以下「理事長」という。）が認める場合、理事長は、当該違反の事実が判明した日において指定又は登録を取り消すこととする。ただし、当該違反の事実が判明した日が違反に関する旅行の開始日以降である場合には、当該旅行の開始日の前日に遡って指定又は登録を取り消すこととする。
- 8 第1項における申請において、申請者が虚偽その他不正を行ったことが判明した場合、それに伴い既に行った指定又は登録は無効とする。
- 9 指定・登録旅行事業者が過去に国、都道府県、区市町村又は財団等の補助事業において虚

偽その他不正を行ったことが判明した場合、理事長は、当該虚偽その他不正の事実が判明した日において指定又は登録を取り消すことができる。当該虚偽その他不正の事実が判明した日が、虚偽その他不正に関する旅行の開始日以降である場合には、理事長は、当該旅行の開始日の前日に遡って指定又は登録を取り消すこととする。

(協力金)

第5条 本事業の目的を達成するため、第3条に定める旅行の参加促進として、ツアーの参加者に対し、当該旅行を催行した指定・登録旅行事業者を通じて別表2に掲げる金額の協力金を支払うものとする。ただし、登録旅行事業者が催行する旅行は、定められた手続きによりあらかじめ財団の指定を受けたものに限る。

2 前項の支払いは、指定・登録旅行事業者が、原則、参加者に対してあらかじめツアーの募集に際し協力金に相当する金額を割り引いて販売し、その実績に応じて、財団が当該旅行事業者へ既に割り引いた金額を交付する方法によって行うこととする。

(定期検査)

第6条 財団は、指定・登録旅行事業者に対し、別に定めるところにより、被災地応援ツアーの適切な事務の執行状況について確認するため、提出された書類への確認を行う書類検査と、指定・登録旅行事業者の事業所にて行う実地検査を実施する。

2 指定・登録旅行事業者は、前項の検査の実施を拒否してはならない。

3 定期検査の実施拒否又は検査時の書類の隠ぺい等により適正な検査実施を妨害した指定・登録旅行事業者については、第4条第2項において既に行った指定又は登録は無効とする。

(協力金の返還)

第7条 第4条第5項、第7項、第8項、第9項又は前条第3項に該当する場合、その他理事長が必要と認めた場合は、第5条における協力金を受領した旅行事業者は、財団に対し、財団が別に定めるところにより協力金を速やかに返還しなければならない。

2 財団は、前項により協力金の返還を請求する場合、原則として、請求する旅行事業者の社名、請求金額、請求に至った事由を公表する。

第三章 福島県教育旅行復興支援事業

(福島県教育旅行復興支援事業)

第8条 福島県教育旅行復興支援事業は、福島県が実施する福島県教育旅行復興事業補助金の交付を受けて、福島県において宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等(以下「教育旅行」という。)や合宿を実施する都内の学校及び部活動等に対し、別表3により補助金を交付する事業とする。

2 前項における用語については、以下の通り定めるものとする。

教育旅行：別表4に掲げる学校において修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、教職員の引率する学校行事の一環として行われるものをいい、これに準じるものを含む。

合宿：別表5に掲げる部活動等による宿泊活動をいう。ただし、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う場合に限る。

3 福島県への教育旅行および合宿については、感染症対策が適切に行われるなど、参加者へ安全かつ安心な教育旅行を提供する内容であること。

4 福島県への教育旅行および合宿については、原則、福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携したバス経費の補助を適用し、「宿泊旅行」、「日帰り旅行」（宿泊1人1泊あたり3,000円、日帰り1人1回あたり1,500円）の協力金の適用はしないものとする。

第四章 その他

（実施手続）

第9条 本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定めるものとする。

（個人情報に関する取扱い）

第10条 本事業に参加する旅行事業者等は、本事業において取り扱うツアーの参加者にかかる個人情報について、本事業以外の目的に利用してはならず、また、当該参加者の同意を得ずに第三者に対して提供してはならない。

（協力金及び補助金の併用交付の禁止）

第11条 第二章、第三章で定める協力金及び補助金は同一の旅行に対して併用して交付できないものとする。

（事業執行の中止・停止）

第12条 天災事変、疫病、その他やむを得ない事由のために事業の継続が困難となった場合、事業実施期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがある。その場合の手続等については別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 指定又は登録する事業者の要件

(1) 指定旅行事業者	
宿泊・指定旅行事業者	送客実績、使用している広報媒体及び販売網等により、宿泊旅行において、福島県への大規模な送客を確実に実現できると理事長が認める者
日帰り・指定旅行事業者	送客実績、使用している広報媒体及び販売網等により、日帰り旅行において、福島県への大規模な送客を確実に実現できると理事長が認める者
(2) 登録旅行事業者	
宿泊・登録旅行事業者	都民の多様な旅行ニーズに対応した、受注型企画旅行（宿泊）、手配旅行（宿泊）の造成・販売を行う者（宿泊・指定旅行事業者を除く。）
日帰り・登録旅行事業者	都民の多様なニーズに対応した、募集型企画旅行（日帰り）、受注型企画旅行（日帰り）、手配旅行（日帰り）の造成・販売を行う者（日帰り・指定旅行事業者を除く。）

(別表2) 宿泊旅行又は日帰り旅行の協力金額

宿泊旅行	1泊当たり3,000円（1回の旅行で2泊まで可）とする。ただし、旅行に要した費用が、1泊当たり3,000円に満たない場合には、実費相当額とする。
日帰り旅行	1人につき1回の旅行で1日当たり1,500円とする。ただし、旅行に要した費用が1,500円に満たない場合には、実費相当額とする。

※ 「1回の旅行」とは、旅行者が自らの居住地から福島県内までを1往復する旅行をいう。

（なお、日帰り旅行においては、福島県外の宿泊地から福島県を同日中に1往復し、出発した宿泊地にて引き続き宿泊を行う日帰り旅行を含むものとする）

(別表3) 福島県教育旅行復興支援事業における補助要件

福島県教育 旅行復興支 援事業	<p>補助対象：</p> <ul style="list-style-type: none">・福島県で宿泊を伴う教育旅行を実施する都内の学校・福島県で合宿を実施する都内の部活動等 <p>補助対象期間：</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※上記期間内に出発し、完了するものを補助対象とする。</p> <p>補助額：</p> <ul style="list-style-type: none">・バス1台当たり経費の1/2（ただし、継続校は、5万円を上限とする。新規校の場合は、6万円を上限とする。）・浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、上記の上限額に1万円を加算する。・参加人数が10名未満の場合は、上記上限額の半額を上限とする。 <p>継続校：過去に福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業補助金」及び「福島県合宿誘致・交流促進事業助成金」の交付を受けたことがある学校及び部活動等。</p> <p>新規校：過去に福島県教育旅行復興事業補助金及び福島県合宿誘致・交流促進事業助成金の交付を受けたことがない学校及び部活動等。</p> <p>浜通り：相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、富岡町、檜葉町、双葉町、大熊町、広野町、飯舘村、川内村、葛尾村、いわき市</p> <p>上記を上限とし、下記のうち金額の小さい方とする（千円未満は切捨て）。</p> <ul style="list-style-type: none">・福島県教育旅行復興事業における補助金額。・バスに要した経費（充当されている公費相当額を除く。）から、福島県教育旅行復興事業における補助金額及び福島県内の市町村が行う助成事業により交付された助成金額の合計額を差し引いた金額。 <p>※公費相当額：国や自治体等が、補助金や助成金等により支給する額</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別表4) 福島県教育旅行復興支援事業における教育旅行の対象となる学校

学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他理事長が特に認める学校
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

(別表5) 福島県教育旅行復興支援事業における部活動等

部活動等	<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他理事長が特に認める学校において、教職員の指導の下、学校教育の一環として行われる部活動、その他理事長が特に認める活動</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する専修学校（ただし、高校課程を除く。）、短期大学、大学、その他理事長が特に認める学校における、部活動、正課授業のゼミナール、公認サークル、その他理事長が特に認める活動</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------